

在学生の皆様へ

関西学院大学 学生活動支援機構（学生課）

被災地の皆様、被災地出身の学生の皆様、ご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

関西学院大学では、令和2年7月豪雨（7月3日からの大雨）による被害により災害救助法の適用を受けた地域世帯（下記ご参照）の学生に対し経済的支援を図るため、本人からの申し出により**2020年度秋学期学費のうち授業料の減免措置**を講じることになりましたのでお知らせいたします。

被害にあわれた世帯の方で、授業料の減免措置の対象要件を満たす場合は、学生課までご連絡の上、期間内に所定の書類をご提出ください。

記

1. 対象者

令和2年7月豪雨（7月3日からの大雨）により被災され、災害救助法が適用された地域に居住し、被災された世帯の在学生（正規の学部生、大学院生）で以下のいずれかの要件に該当する方。

- ① 被災地に居住する家計支持者が災害に起因する事由で亡くなられた方
- ② 家計支持者が所有かつ居住する家屋が全壊・半壊（修理不可能で取り壊すもの）及び滅失した方
- ③ 災害により家計支持者が負傷され、入院・長期加療を必要とする方
- ④ その他 ※④の場合、申請前に一度ご相談ください。

※指定地域は、内閣府HP掲載情報をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

随時追加される可能性がありますので、各自ご確認をお願い致します。

2. 授業料の減免措置

災害救助法適用地域の学生：2020年度秋学期授業料全額免除

3. 提出書類

- ① 本人の申請書（被災者学費・授業料減免措置申請書〈在生用〉）…申請希望者に学生課より配布
- ② 被災状況証明書等

- ・「死亡診断書」（1-①の場合）
- ・「市町村が発行する罹災証明書」（1-②の場合）
- ・「家屋の損壊状況が証明できる書類」（1-②の場合）
- ・「家計支持者の入院・長期加療を証明する医師の診断書」（1-③の場合）

※上記のほか大規模半壊・半壊の場合は「取り壊し申込書」もあわせてご提出ください。

4. 申請期間

2020年10月30日（金）までに学生課へご連絡の上、所定の手続きを行ってください。

5. その他

日本学生支援機構奨学金の給付奨学金（家計急変）、緊急貸与（第一種）、応急貸与（第二種）の申込も随時受け付けています。

また、学生本人が該当地域に居住していて半壊以上の被害を受けている場合等は、JASSO支援金の対象となる可能性があります。

6. 申請・問い合わせ先

学生課 TEL：0798-54-6110

■事務取扱時間

平日8:50～11:30、12:30～16:50、土曜日8:50～12:20

（8/1～9/10は平日9:00～11:30、12:30～16:00）

※次の期間は閉室しております。

- 8月13日～8月21日
- 日曜日・祝日（授業実施日を除く）
- 土曜日（8月のみ）